【研究ノート】

ユネスコエコパークのゾーニングにおける国内保護担保措置が地域の登録活動に与える影響
―木曽地域の登録活動を事例として―

李素婷・林靖人・長谷川豊・福島真紀・井原正登

1-1　はじめに

2013年７月、「只見」と「南アルプス」の新規登録と「志賀高原」の拡張申請が承認されたことで、ユネスコエコパークが再び注目を集めている。ユネスコエコパークとは、日本国内での愛称であり、正式には生物圏保存地域（Biosphere Reserves：略称BR）[1)]と呼ぶ（本稿では以下BRと記載）。ユネスコの自然科学セクターで実施されるユネスコ人間と生物圏（Man and Biospere：略称MAB）計画[2)]における一事業として、1976年（昭和51年）にスタートした。

世界自然遺産が手つかずの自然を守ることを原則とする一方、BRは、生態系の保全と持続可能な利活用（自然と人間社会の共生）を目的とする取組である（日本ユネスコ国内委員会 2013）。そのためBRの認定を受けることは、「人間社会と自然環境の共存を実践するモデル地区」として国際的に承認されることになる（只見町 2014）。また、近年、環境共生型の取り組みに対する価値が向上していることから、BRの認定は地域のブランド力向上につながり、新たな地方創生の手法として注目されつつある。

1-2　問題

2012年に「綾」が32年ぶりに新規登録され、翌年の2013年には「只見」と「南アルプス」が認定されたが、我が国でのBRの認知度は依然として低い。登録活動も他の国際的認証制度である世界自然遺産やジオパークなどの他の国際認証制度と比較してもBRは十分に活用されているとは言いがたい。その原因の一つとして、注目したいのが、BRの三つの地域設定（ゾーニング）における「国内保護担保措置」の適用という問題である。

BRは、三つの地域区分（核心地域・緩衝地域・移行地域）を持つのが大きな特徴である（詳細は後述）。特に、核心地域は、生物多様性を保全するために、法的に保護される必要があり、緩衝地域も何らかの法的保護指定を受けることが望ましいとされている（比嘉 2010）。しかし、三つの地域設定に関して、ユネスコによる明示的な基準は設定されていない。ユネスコは、ユネスコ加盟国が、独自に国内の審査基準を設けるもとを奨励している（日本ユネスコ国内委員会）。そのため、生物圏保存地域は、国際的認証制度であるにもかかわらず、国内認証制度に強く影響を受けるのが現状である。

従って、指定を受ける国がBRの概念をどのように解釈し、BRの三つの地域設定における法的保護担保措置として国内の既存の法令の中からどれを適用するかが、その国でのBRの登録活動及び登録後の活動において、重要なポイントになる。

MAB計画のBRは、その前身の“自然地域とその地域に存在する遺伝物質の保護”に関するプロジェクトから発展した（有賀 1991）。従って当初各地の管理運営計画は、自然環境の保護・保全に重点が置かれていた（有賀 2008）。

しかし、1996年に策定されたセビリア戦略では、BRを「自然と文化の多様性の保全」、

「持続可能な開発に向けたアプローチと土地管理のモデル」、「調査、モニタリング、教育及び訓練」の場として活用することとし、これを実現するために各BRが三つの地域区分を備えるなど概念を徹底するように求めており、2008年に策定された「マドリッド行動計画（2008～2013）」では、地元及び地域における持続可能な開発のための学習サイトとしてのBRの役割を強調し、国ごとに地域区分の指針を定めることが求められている。このようにBRは、制度設立以来、環境保護・保全のあり方を常に検討し、時代に合わせた認証制度を目指してきた。

一方、我が国では1980年に「志賀高原」「白山」「大台ケ原・大峰山」「屋久島」の四か所が登録されたが、これらは我が国の保護地域である「国立公園・原生自然環境保全地域」等がそのままBRとして登録されたものであった。しかも、指定にいたるプロセスが中央関係省庁のみで行なわれ、地域や世間一般にその概念や仕組みが周知されなかった。特に、指定地選定にかかわった環境庁（当時）が既存の国立公園等の制度を従来通り運営すれば足りると考えていたことから、BRを活用する方向に議論が進まなかった（岡野2012）。

転機になったのは、2011年、「綾」が新規登録のための国内推薦を受けたことである。その審査の直前である2011年９月、日本ユネスコ国内委員会MAB計画分科会において、BR候補地をユネスコに推薦するための「生物圏保存地域基準」が策定されており、その中にBRの保護担保措置・ゾーニングに関する基本的な考え方と関係法令・制度が示されている。今までのユネスコの概念の変化が反映された審査基準等が設けられたのである。

しかし、国内保護制度とBRの保護担保措置を機械的に連動させるという大きな枠は依然として存在している。そのため新たな自然保全のあり方や活用を計画して申請・登録を目指しても、実際には、国内での審査・認定基準を満たすことができないという理念の矛盾と制度の課題が残っている。

本稿では、このような課題解決を目指すモデル事例として、信州大学地域戦略センターが地域とともに取り組む木曽地域でのBR登録活動を取り上げ、新たな環境共生概念を提案するゾーニング案と既存の保護担保措置の対応に関するアクション・リサーチについて考察する。

２．BRの三つの機能と三つの地域設定（ゾーニング）

生物圏保存地域世界ネットワーク定款によると、BRの機能は３項目存在しており、それぞれ相互補完的な機能を果たしている。具体的には、まず、遺伝資源、生物種、生態系、景観を守るという「保全機能」があり、次いで、持続可能な経済発展・人材育成を促進するという「経済と社会の発展」機能があり、さらに、実証プロジェクト、環境教育・研修、保全や持続可能な成長の地域的、国内的、世界的問題に関する研究や実験を支援するという「学術的支援」機能がある（セビリア戦略）。

［図１］BRの３つの地域（ゾーニング）

そして、その三つの機能の実現のために、核心地域、緩衝地域、移行地域という三つの地域を設定することがBRの大きな特徴である。三つの地域設定は、当初同心円の輪の形が想定されていたが、現地のニーズや状況に対応するため、これら３種類の地域区分は幅広い形で運用されている。実際問題として、生物圏保存地域のコンセプトでもっとも有利な点の一つとして、幅広い状況に応用される柔軟性と独創性があげられる（セビリア戦略）。

BRの登録を目指す地域は、まず、自分たちの地域が三つの機能を果たすことができるか、そして、その実効のためにどのようなゾーニングが可能なのかを検討する必要がある。特に、法的保護が義務付けられている核心地域は、登録を目指す地域が最初に注目せざるを得ない重要なポイントである。

日本ユネスコ国内委員会「ユネスコエコパーク（BR）の保護担保措置・ゾーニングに関する基本的な考え方」の中から、保護担保措置を必要とする核心地域と緩衝地域に求められる保全・管理等の内容を確認すると表１の通りである。

注目すべき点は、核心地域に適用する保護

［表１］各ゾーニング毎に求められる保全・管理等（「生物圏保存地域審査基準」より抜粋）

	核心地域	緩衝地域
生物圏保存地域世界ネットワーク定款	1.BRの保全目的、また、これらの目的を果たせる規模を保全するという目的に沿った形で、長期的な保護の対象となる核心地域が法的に形成されていること	1.緩衝地域が明確化されており、核心地域を取り込んだり隣接する形となっており、ここでは、保全目標と両立する活動のみを行うことができること 2.緩衝地域における人間の使用・活動を管理する仕組みがあること
生物圏保存地域審査基準 (国内委員会MAB分科会策定)	1.法律やそれに基づく制度等により、長期的な保護が担保されていること 2.次のカテゴリーの1つ以上に合致していること ①生物地理学的区域を代表する生態系であること ②生物多様性の保全の観点から重要な地域であること ③絶滅危惧種等希少な動植物が生息あるいは生育していること 3.動植物相や植生等の調査の蓄積があり、公開に努めていること	1.核心地域の周囲又は隣接する地域であり、核心地域のバッファーとしての機能を果たしていること 2.核心地域に悪影響を及ぼさない範囲で、持続可能な発展のための地域資源を活用した持続可能な観光であるエコツーリズム等の利用がなされていること 3.環境教育・環境学習を推進し、自然の保全・持続可能な利活用への理解の増進、将来の担い手の育成を行っていること
上記を踏まえ、日本における各ゾーニングに求められる保全・管理考え方	1.BRの核心地域としての価値(上記カテゴリー参照)を有すること 2.法律やそれに基づく制度等により、長期的な保護が担保されていること →世界自然遺産の資産と同等の保護担保措置がとられていること	1.BRの核心地域としての価値を守るバッファーとしての機能を果たすために必要な保全・管理が実施されることが担保されていること

(参考)　世界遺産における保護担保措置(世界遺産条約履行のための作業指針より抜粋)
1.資産の存続を保証し、顕著な普遍的価値及び完全性及び/または真正性に影響を及ぼす可能性のある開発等から資産を保護するための立法措置、規制措置を国及び地方レベルで整備することが求められる。また、締約国は、それらの施策を十分かつ効果的に実施する必要がある。
2.緩衝地域は、推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦試算を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひつとの保護の網である。

担保措置として、世界自然遺産の資産と同等の保護担保措置を求めている点である。ユネスコが具体的な基準をもうけていない中で、日本では世界自然遺産と同レベルの保護担保措置が求められていることに対して、他の加盟国では、どのような保護担保措置を適用しているかについては、外国の事例を分析する必要がある。その基本的な考え方を反映した形での国内の法令・制度は、表２・表３の通りである。

ただし、「留意事項」として、「下記が保護担保措置・ゾーニングの基本的な考えであり、合理的な理由がある場合には、この限りではない。実際の保護担保措置及びゾーニング案は、関係者間で、現地の状況等を踏まえ、十分な検討・調整を行い、決定する必要がある」と示しており、表２・表３の規準を満たしていない地域に対しても登録を目指せる可能性を残してある。

２-１　国内の既存のBRのゾーニング及び保護担保措置

我が国の既存のBRは、三つの地域設定を基準にして考える場合、大きく二つに分けることができる。一つは1980年に登録された「志賀高原」、「白山」、「大台ケ原・大峰山」、「屋久島」であり、もう一つは、2012年に登録された「綾」と2014年に登録された「只見」及び「南アルプス」である。前者の４箇所が登録された1980年には、現在の三つの地域区分のうち、核心地域と緩衝地域の二つの地域しか設定されておらず、国立公園、または国定公園エリアがほぼそのまま生物圏保存地域（当初）として指定された。そのあと、

［表２］主となる国内法令・制度（「ユネスコエコパーク（BR）の保護担保措置・ゾーンニングに関する基本的な考え方」より抜粋）

関係法令・制度	核心地域	緩衝地域
自然公園法(自然公園)	国立公園：特別保護地区・第一種特別地域、海域公園地区 国定公園：特別保護地区・第一種特別地域、海域公園地区	国立公園の全域 国定公園の全域
自然環境保全法 (自然環境保全地域)	原生自然環境保全地域：全域 自然環境保全地域：特別地区、海域特別地区	自然環境保全地域：普通地域
国有林野の管理経営に関する法律 (国有林野)	保護林：森林生態系保護地域保存地区	保護林：森林生態系保護地域保存地区以外の保護林 緑の回廊：全域 協定締結によるモデルプロジェクト対象地域：全域(公有林等も含む) 森林の機能類型区分：自然維持タイプ (ただし、森林生態系保全地域保存地区を除く) ただし、個別に判断が必要。

［表３］その他の国内法令・制度（「ユネスコエコパーク（BR）の保護担保措置・ゾーニングに関する基本的な考え方」より抜粋）

関係法令・制度	核心地域	緩衝地域
自然公園法・条例 （都道府県立公園）		都道府県立公園：全域（特別地域・普通地域）
自然環境保全法 （都道府県自然環境保全地域）		都道府県自然環境保全地域：（特別地区・普通地区）
条例（公有林）		森林計画上の区分：生物多様性保全機能の発揮を期待するとして区分された区域 ただし、個別に判断が必要。
鳥獣保護法（鳥獣保護区）		国指定鳥獣保護区：特別保護地区 都道府県指定鳥獣保護区：特別保護地区 ただし、個別に判断が必要。
【留意事項】 上記については、保護担保措置・ゾーニングの基本的な考え方であり、合理的な理由がある場合には、この限りではない。実際の保護担保措置及びゾーニング案は、関係者間で、現地の状況を踏まえ、十分な検討・調整を行い、決定する必要がある。		

セビリア戦略及びマドリッド行動計画の策定により三つの地域設定が確立したため、この４箇所は、移行地域を新たに設定するようユネスコより勧告を受けている。現在、2014年拡張申請が承認された「志賀高原」を除いた３箇所において、拡張申請のための検討が行われている。しかし、この３箇所は、国立公園や国定公園が核心地域及び緩衝地域に指定されたおり、国内の審査基準は十分満たしている。また、新たに追加する必要のある移行地域は、別途法的保護担保措置を必要としないため、三つの地域設定とそれに適用される保護担保措置の問題は生じない。

ただし、新たに移行地域に設定される地域において、住民に十分周知されていない問題があり、BRとは何かという原点に戻っての議論からスタートせざるを得ない状況である。また、地域住民だけではなく、役場の担当者にとっても、彼らが認知する以前から地域がBRになっていたことから、登録に向けての活動の経験がなく、動機づけが難しい状況である。

他方、後者は、三つの地域設定というユネスコの概念が確立してから登録されたところである。後者の３箇所の中でゾーニングの面で特徴的な点は、「綾」の場合、「綾の照葉樹林プロジェクト」という５者の協定締結によるプロジェクトの対象区域が含まれていることである。この点については、次の木曽地域でのBR登録活動と関連づけて確認する。既存BRの核心地域及び緩衝地域の保護担保措置は図２の通りである。

［図２］国内の既存BRのゾーニングと保護担保措置

３．木曽BR検討地の事例

木曽地域[3)]は、日本列島中部にある長野県の南西部に位置する山間地域である。平成26年の時点で人口が３万人を切り、人口流出に歯止めがかからず、少子高齢化が進み、林業をはじめとする地場産業の衰退などの課題を抱えている。そのような地域の課題を解決し、木曽地域の自然資源及び文化を将来に子供たちに残すために、地域の有志が立ち上がり、2012年から木曽地域のブランド化を検討していた。その検討の結果、BRという国際的認証制度を木曽地域のブランド化のための手法として取り入れることにした。そして、2013年12月１日、講演会「エコパーク～木曽のブランド化～」を開催したのを皮切りに、2014年２月から月一回「木曽BR申請検討委員会（以下木曽BR検討委員会）」を開き、木曽地域がユネスコエコパーク登録に必要な条件を満たしているかについて検討を続けてきている。

３-１　木曽BR検討地の特徴―天然更新の森―樹齢300年の木曽ヒノキ天然林

木曽地域の守るべき貴重な自然環境・自然資源として、木曽BR検討委員会で重点的に検討したのは、木曽ヒノキ天然林であった。森林浴の発祥地として知られ、全国から多くの人々が訪れる赤沢自然休養林に代表されるように、現在木曽地域には、樹齢三百年以上の木曽ヒノキ天然林が残っているところがある。

ヒノキやスギの森は温帯性針葉樹林と言われ、地学の世界で第四紀と呼ばれるおよそ

［図３］木曽BR登録検討地

260万年前から始まる時代に世界中に分布することになった森林であるが、木材資源として次々に使われたことから文明の発達とともに世界中で枯渇した。その中で、人為的なかく乱が進んでいるとはいえ日本の木曽地方に残る森林は、存在そのものが世界的に見ても大変貴重なものとなっている（日本自然保護協会 2014）。

木曽ヒノキ天然林の大きな特徴は、その森林が「原生林」ではなく、人間の強い干渉が加えられて成立した天然林である点である。気象条件や土壌条件からみると木曽谷と同じようなところは多いのに、木曽ヒノキ天然林は木曽谷と裏木曽とに限られている。その木曽ヒノキ天然林の成立には、江戸時代に木曽地域を支配していた尾張藩の森林保護政策が大きく影響したと言われている（菅原 1996）。

寒冷湿潤な木曽谷の気候で育ち、木目が緻密で優良な木曽ヒノキは、安土桃山時代から江戸時代にわたっては、お城や仏閣、武家屋敷建築、造船などを目的に大量伐採された。木曽ヒノキの枯渇に危機感を強めた尾張藩は、その防止のために様々な制度を打ち出した。寛文５年（1665）には、森林資源の備蓄のために住民の立ち入りを厳重に禁止する「留山」と鷹の巣を保護するために住民の立ち入りを厳重に禁止した「巣山」を設けた。さらに宝永５年（1708）には、留山を除いた木曽山林全域を対象にヒノキ、サワラ、アスナロ、コウヤマキの四木を「停止木（ちょうしぼく）」[4]として伐採を禁止した（王滝村 2004）。現在木曽地域に残る木曽ヒノキ天然林は、森林保護政策により守られ、強度の伐採の跡地から300年の時間をかけて、天然更新によって形成されてきたものである（菅原 1996）。

一方、留山と巣山以外の土地は「明山」として、住民が自由に立ち入ることができるようにし、暮らしに必要な木を伐採することができた（王滝村 2004）。木曽の農民は、利用できる明山をフルに使って、農耕や畜産を営み、生計を立て、生活に必要な道具を得てきた。木曽漆器、曲物、ろくろなどは、木曽材の持つ木質を十分に知っている工人たちの手でつくられる、木曽材あっての工芸品である（市川 1989）。木曽BR候補地には、現在、昔ながらの伝統的な技術と技法を継承し、地域の源材料をもちいて製造する木工芸品として、国（経済産業省）指定の木曽漆器と南木曽ふくろ細工、長野県指定の木曽森林工芸品、曲物、蘭檜笠、お六櫛がある。

森林資源や希少動物の保護のための留山と

巣山、人間の日常生活のための自然の活用が許された明山という土地利用区分[5]は、BRの三つの地域設定の概念とも一致するものであり、まさにBRの先駆けとも言える。

木曽地域の人々にとって森林資源の保全と活用という概念は、まったく新しい概念ではなく、江戸時代から受け継がれてきて日常生活の中に根付いているものであり、木曽ヒノキ天然林は、その文化を象徴する存在なのである。

3-2　木曽BRのゾーニング

木曽BR検討委員会では、前述した木曽ヒノキ天然林を木曽BRの特徴的、かつ、独自性を持つ自然環境として核心地域に設定する案を検討してきた。その基になったのが中部森林管理局による「木曽地方の温帯性針葉樹林の保存・復元に取り組む区域」（森林生物多様性復元地域）の指定であった。

［図４］木曽地方の温帯性針葉樹林の保存・復元に向けて取り組む区域）（中部森林管理局）

［図５］対象区域とゾーニング（中部森林管理局）

3-2-1　「木曽地方の温帯性針葉樹林の保存・復元に取り組む地区」設定に関する経緯

2012年７月、温帯性針葉樹林の消滅に危機感を感じた日本自然保護協会（NACS-J）が、中部森林管理局に「木曽地方の国有林におけるヒノキ・サワラを主体とする温帯針葉樹林の保護林化による広域保全と復元に向けての意見書」を提出した。中部森林管理局は、その意見書を受けて平成25年９月に有識者や地元関係者等からなる検討委員会を設置し、平成25年９月13日、12月３日、平成26年３月４日と、延べ３回の検討委員会を開き、検討を行ってきた。そして、その結果をもとに2014年３月に「木曽地方の温帯性針葉樹林の保存・復元に向けて取り組む区域」の指定を発表し、これにより、「森林生物多様性復元地域」（以下木曽の森林生物多様性復元地域）という新しい森林保護区がつくられた[6]。その年の６月には、第１回管理委員会が上松町で開かれ、小川入国有林（木曽森林管理署）及び阿寺国有林（南木曽支署）での現地視察、平成26年度の検討事項、管理基本計画、愛称の募集について議論が行われた。第２回管理委員会は10月９日～10日に開かれ、加子母裏木曽国有林（東濃森林管理署）での現地視察及び管理基本計画の検討及び愛称の公表についての議論があった。また、平成26年７月５日から８月18日まで愛称の募集が行われ、全国から79名、146点の応募があった中で、「木曽悠久の森」が採択され、10月に発表された。

3-2-2 「木曽地方の温帯性針葉樹林の保存・復元に取り組む地区」の対象区域及び取組方針

第１回管理委員会でまとまった報告書によると対象とする区域は、木曽谷及び裏木曽の国有林のうち、長野県上松町・王滝村・大桑村から岐阜県中津川市にかけての16,579haである。

その対象区域を３種類にゾーニングし、現存する温帯性針葉樹林の厳格な保存と人工林となった地域での温帯性針葉樹林の天然林への誘導を目指すとしている。

木曽の森林生物多様性復元地域の「核心地域」[7]の「コアa」の取組の方針は、「原則、人為を加えず、自然の推移に委ねる」とあり、保護林のうちBRの核心地域として設定できる森林生態系保護地域保存地区の取組方針と一致する部分がある（林野庁）。もちろん、木曽の森林生物多様性復元地域の「コアa」は、原生林ではなく、再生林ではあるが、今後生態系調査及び有識者による検討を経て、原生林と比べても遜色がないと判断される場合は、森林生態系保護地域への指定も可能と考えられる（林野庁）。また、このプロジェクトは林野庁による保護林制度の見直しとも連動しているが、新保護林制度は、木曽の森林生物多様性復元地域のように復元の概念を含めることも論点の１つとして議論されている（林野庁）。

［表４］ゾーニング及び取組の方針（中部森林管理局）

核心地域	コアa 3,908ha	温帯性針葉樹林が大部分を占める地域で、原則、人為を加えず自然の推移に委ねることとし、温帯性針葉樹林を厳正に保存します
	コアb 7,163ha	かつての温帯性針葉樹林の多くが人工林に転換されている地域で、これらの人工林を天然林へ誘導し温帯性針葉樹林の復元を目指します。
緩衝地域	5,508ha	核心地域の下流部に位置する地域で、核心地域に対する緩衝機能を発揮させるとともに、人工林は核心地域と遺伝的に同質のものとなるよう修復します。

3-3　木曽BR検討委員会でのゾーニングの検討

最初木曽BR検討委員会で議論されたゾーニング案は①木曽郡内の６町村（木祖村、木曽町、上松町、王滝村、大桑村、南木曽町）全域を木曽BRにすることを目指す、②法的保護担保措置が必要な点を考慮し、木曽の森林生物多様性復元地域の「コアa」を核心地域にし、木曽郡内の国有林全域を緩衝地域にする、③木曽川沿いの宿場町を木曽地域の魅力の発信拠点とし、木曽郡内の核心・緩衝地域を除いた地域全域を移行地域にするものであった（図６）。

最初の案ができてから、中部森林管理局木曽森林管理署に相談に行って意見を聞いてみたが、中部森林管理局による森林生物多様性復元地域の指定は、核心地域の保護担保措置としては不十分であり、日本ユネスコ国内委員会MAB計画分科会が作成した保護担保措置の基準を満たす必要があるとのことであった。この方針は、緩衝地域の場合も同じであり、木曽地域の場合、国有林を緩衝地域に設定するためには、林野庁指定の保護林である必要がある。

もし、現在行われている林野庁による保護林制度の見直し作業や中部森林管理局による木曽地方の温帯性針葉樹林の保存・復元の取り組みを検討に入れず、日本MAB計画分科会が定めた審査基準（表２、３参照）のみを適用すると、図７のようなゾーニングになる。

国立公園・国定公園を持たない木曽地域の場合、核心地域に設定できるのは、中央アルプスにある木曽駒ケ岳森林生態系保護地域の

［図６］最初のゾーニング案

［図７］現在の保護林制度下で可能なゾーニング

［図８］新規の保護林指定を必要とするゾーニング

保存地区のみであり、緩衝地域に設定できるのは、御嶽山県立自然公園全域、木曽駒ケ岳県立自然公園全域、木曽郡内の保護林全域のみである。

現木曽BRのゾーニング案の核心である木曽の森林生物多様性復元地域は、国有林ではあっても、そのほとんどが保護林等の保護地域には指定されていない。赤沢自然休養林の一部が保護林として緩衝地域に設定できるだけである。また、木曽郡内の保護林は、少ない面積で点在しており、県立公園も東西に離れているため、木曽郡全域をBRにするのは難しい状態である。

一方、木曽の森林生物多様性復元地域の全域が新しい保護林制度にもとづき、新たに保護林になることを前提すると、図８のようなゾーニングが可能になる。

４．保護林制度の見直しの木曽BR登録活動への影響

木曽BR検討委員会での議論を通じて作成したゾーニング案には一つ課題がある。それは、現在林野庁の主導で行われている保護林制度の見直しと時期が重なっていることである。木曽の森林生物多様性復元地域の「コアa」をBRの核心地域に設定できるかどうかが木曽BRのゾーニングの核心と言えるが、その議論に対して、関係省庁は、保護林制度の見直しが完了するまで答えを見合わせる方

［図９］木曽BR検討委員会での現段階でのゾーニング案

針を取っている（木曽森林管理署のヒアリング/文科省・環境省・林野庁の横断協議会）。

既存の国内BRのうち、唯一協定締結の対象区域を含めている「綾」の場合を見てみると、2005年「綾の照葉樹林プロジェクト」（以下綾プロ）が、九州森林管理局、宮崎県、綾町、（財）日本自然保護協会、てるはの森の会の５者でスタートし、綾プロの実施方針が策定され、その方針に沿って保全管理が行なえるようになった。そして、保全上重要な森林に関しては、綾森林生態系保護地域（2008年設定）などの保護林が林野庁によって新設された（朱宮ほか 2013）。「綾」の場合は、当時の既存の保護林制度に基づいた新規保護林の指定とそれに基づいてBRの核心地域への設定ができたのである。

一方、現在木曽地域は、前回の保護林制度の見直し（平成元年）から27年ぶりに行われる見直しの時期とかさなり、木曽の森林生物多様性復元地域の森林生態系保護地域保存地区への新規指定が見合わされている状況なのである。

林野庁による保護林制度の見直しの結果発表は、26年度末と予定されており、過去の例から考えると、その次ぎの段階では、各森林管理局での指定作業のための設置委員会等の設置及び議論が必要になる。木曽の森林生物多様性復元地域に関しての具体的な議論が始まるまでは、かなりの時間がかかると予想される。

また、BRの核心地域及び緩衝地域に適用される保護担保措置に関しては、林野庁の結果発表の後、新保護林制度にもとづいて、国立公園・国定公園等他の保護制度との比較を通じて、新保護林制度の位置づけ作業及び日本MAB計画分科会の決議等が必要となる（文科省・環境省・林野庁の横断協議会）。

そのため、現在の審査体制のままでは、木曽の森林生物多様性復元地域の「コアa」の保護担保措置の確定と木曽地域のBRの申請が何年も先に見合わされてしまう可能性が高い。

５．木曽の森林生物多様性復元地域の管理委員会との連携の必要性

木曽BR検討委員会の登録活動と中部森林管理局が進めている木曽の森林生物多様性復元地域の保護林化のための検討は、お互い相乗効果が期待できる活動である。木曽の森林生物多様性復元地域の第２回管理委員会の報告書では、第１回管理委員会等で出された意見にもとづいて修正・加筆した管理基本計画の基本方針等がまとめられているが、特に社会との関連性、展開方向、相乗効果関係が大幅に修正されており、その一部を抜粋すると次のようである。

・（前略）また、地域住民にとっても、本取組みを含む木曽地方全体が生態系の保全と持続可能な利用の調和を目指している地域であり、木の文化と自然が融合する地域で暮らしていることに誇りを持てるような意識改革につながる取組みになることが望ましい。

さらに、本取組みを行っていることの情報が、地域だけでなく、全国、そして世界に発信されることにより、山好きや自然が好きな人だけでなく、これまで木曽地方に関心を示さなかった人々が、世界の中から木曽地方を選び、訪ねてみようという動機づけになるような取組みとなることを目指す（後略）

木曽の森林生物多様性復元地域は、木曽ヒノキ天然林の保存・復元に向けた取組の社会的意義を効果的にアピールするための具体的手段を講じる必要があり、BRは、その活動の意義を世界に発信するための効果的手段になり得る。一方、木曽BR検討委員会は、今後関係省庁を説得するための資料として、木

曽の森林生物多様性復元地域の「コアa」が、BRにおける核心地域に適用される保護担保措置と同等の設価値を持っているという客観的な根拠が必要である。

平成26年３月からの１年近い活動期間中、両者の間では情報共有や連携の動きはほとんど見られなかったが、今後は両者の取組の相乗効果を狙うためにも積極的に連携していく必要がある。

６．木曽BR登録活動の意義

６-１　地域ガバナンスによるボトムアップ式登録活動のモデルを提示

木曽地域では、2014年２月から、木曽ユネスコ協会、信州大学地域戦略センター・URA室、NPO法人等で活躍する地域住民、木曽広域連合等の産学官公民が集まり、「木曽BR申請検討委員会を組織し、活動を行なってきた。我が国で登録された既存のBRの場合、自治体が主体となり、そのリーダーシップを発揮することで登録活動を牽引してきた傾向が強い。木曽地域の場合は、登録を目指す動きが地域住民から芽生え、地域の有志が主体となっている、いわばボトムアップ式なのが大きな特徴である。

ユネスコエコパークは登録後も長期にわたって持続的に行われることが求められているが、そのためには、地域住民の主導による活動が不可欠である。現在1980年に登録された「志賀高原」「白山」「大台ケ原・大峰山」「屋久島」の４箇所において、BRという概念の地域住民への普及とその活動の活性化が課題となっており、新規登録地の審査においても、その点は重要なポイントである。木曽BR検討委員会が把握している住民主導の活動は、かなりの蓄積があり、そのほとんどが今後も継続される予定であることから、木曽地域は登録後の継続性も非常に高いと思われる。

６-２　木曽の森林生物多様性復元地域を核心地域に設定することの意義

木曽BR検討委員会では、すでに条件が整っている保護地域をそのままBRとして登録するのではなく、木曽地域の独自の文化の形成の根源である木曽ヒノキ天然林が残るエリアを核心地域として設定することを目標としている。

木曽地域は、木曽駒ケ岳森林生態系保護地域保存地域を有しているため、そこを核心地域にして申請をすることは可能である。

しかし、BRを目指すことを通じて、地域住民が元気になる仕組みがうまく機能するようにし、さらに登録後のBRの管理・運営が長期にわたって持続的にできるようにするためには、木曽地域の人々にとって本当に守るべき貴重な自然資源を核心地域として設定することで、移行地域での持続可能な形での社会の発展のための地域住民の共感と参加を引き出す必要がある。

６-３　大学と地域の連携による登録活動

信州大学では、2013年９月、地域の地方公共団体、産業界及び地域住民と連携して、地域に潜在する課題を解決するために必要な事項を検討するとともに、当該事項に係る方策を関係機関等に提言することにより、地域社会の活性化を図ることを目的として、地域戦略センターが設置された。[8)]

地域と大学の連携拠点を形成しつつ、産学官の連携や地域活性化に資する調査研究活動を進めていた地域戦略センターとBRを通じて木曽地域のブランド化を目指す木曽地域の有志たちの意識が合致したことで、木曽地域と信州大学の連携が始まったのである。

信州大学地域戦略センターは、2014年２月

から、木曽BRのテーマ・特徴及び申請の目的、ゾーニングを木曽BR検討委員会のメンバーと一緒に考え、①地域資源に関する既存の資料を確保して申請書概要様式に合わせての執筆作業、②関係省庁のエコパーク担当者へのプレゼン　③町村長会議での説明　④木曽森林管理署や上松専門校など、地域内の関係団体へのヒアリング　⑤木曽地域に入って個別的に研究を行なっている信州大学内の教員へのヒアリングを行うなど、木曽BR登録活動に主体的に参画している。

また、今後信州大学の中に、木曽地域の生態系及び木曽地域の歴史・文化・伝統的な暮らしの調査のための学術調査体制を構築することで、木曽BR登録活動及び登録後の持続的な調査研究に貢献すると同時に、信州大学の研究者及び学生にも研究と教育のためのフィールドを提供する効果が期待される。

7．まとめ―BRのゾーニングに対する柔軟な対応の必要性

2011年、綾町から新規登録の申請があった際、30余年間手付かずであった生物圏保存地域についての再考が行なわれ、審査基準等が整備された。それは、1980年の初めてのBR登録以降、変化してきたユネスコの方針を反映して制度を見直した初めての事例であった。その意味で、「綾」がBRの国内推薦を受けた2011年が、日本における現在のBR体制の元年であるとも言える。我が国でMAB計画の歴史は長いが、三つの地域設定が確立して以来のBRの歴史は、わずか３年であり、始まったばかりであると言っても過言ではない。

BRの特徴は、前述したように、それぞれの地域の特性を活かした柔軟なゾーニングが可能な点である。今後「綾」の活躍により、BR登録の効果が明らかになるにつれて、地域創生の手法としてBR登録を目指す地域が増えると予想される。日本の中には多様な特徴を持つ地域が存在し、BRの登録においてもそれぞれの自然と人間の共存の実験を進めることが望ましい。そのためには、既存の国内審査基準をすでに満たしている地域を指定するという消極的な方針ではなく、それぞれの地域が守ろうとする貴重な自然資源の価値を積極的に検討し、既存の審査基準を柔軟に対応させていく姿勢が求められる。木曽地域の登録活動は、その初めての事例として、今後登録を目指す地域に対して新しいモデルを示すことができる。

今のように、既存の国内の保護地域制度等をBRの審査基準と機械的連動させる体制では、現在の基準を満たせる地域のみの登録という形になりかねない。BRのゾーニングに対して柔軟に対応する姿勢は、我が国のBRにおける多様性を考えるうえでも大事なポイントである。

【注】

1）「Biosphere Reserve」という名称を日本では「生物圏保存地域」と訳しているが、韓国では「生物圏保全地域」と訳している。今後の研究課題でもあるが、国によって「Biosphere Reserve」の概念の解釈及び推進の方向性に差があることも考えられる。そのため、本稿では、日本国内での議論には「ユネスコエコパーク」を、世界での議論には「BR」という言葉を使うことにする。

2）人間と生物圏（MAB）計画とは、生物多様性の保護を目的に、自然及び天然資源の持続可能な利用と保護に関する科学的研究を行うユネスコの政府間共同事業である。
（日本ユネスコ国内委員会パンフレット「ユネスコエコパーク―自然と人の調和と共生」）

3）ここでいう木曽地域とは、現在の木曽郡全域と中津川市の裏木曽（加子母本谷、加子母裏木曽、付知裏木曽、川上及び賤母）、合併で塩尻市になった旧楢川村を含む地域とする。

4）後にネズコが停止木となり木曽五木の由来となる。

5）留山、巣山の設定のあと、留山の回りをさらに「鞘山」というエリアで囲い、人々の出入りを禁止した。そこは緩衝地域のような役割を担っていたと考えら

れる。

6）厳格に保存する地域や森林始業を実施して植生を復元する区域を包含するため、保護林ではなく、局独自の制度が規定された。

7）ユネスコエコパークのゾーニングと同様、中部森林管理局による「木曽地方の温帯性針葉樹林の保存・復元に向けて取り組む区域」でも「核心地域」「コア」「緩衝地域」という名称を使っている。ユネスコエコパークとの用語との区別のため、中部森林管理局の用語には、括弧「」を付けて表記する。

【引用文献】

福島県只見町（2014）「只見ユネスコエコパーク―その理念と概要―」

中部森林管理局（2014）「温帯性針葉樹林の保存・復元に向けた取組―森林生物多様性復元地域―」第２回管理委員会報告書
（http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/keikaku/ontaisei/pdf/141009-siryou1.pdf）

林野庁（2014）「保護林制度の概要」「保護林設定要領」「保護林制度の現状と課題」「保護林制度に関する有識者会議報告（案）」
（http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/sizen_kankyo/hogorin.html）

日本自然保護協会会報『自然保護』更新日：2014.08.28
（http://www.nacsj.or.jp/katsudo/hogorin/2014/08/post-15.html）

日本ユネスコ国内委員会（2013）パンフレット「ユネスコエコパーク―自然と人の調和と共生―」

日本ユネスコ国内委員会「セビリア戦略（生物圏保存地域世界ネットワーク定款含む）」〔仮訳〕

日本ユネスコ国内委員会「生物圏保存地域審査基準」

日本ユネスコ国内委員会「生物圏保存地域のためのマドリッド行動計画（2008-2013）」〔仮訳〕

日本ユネスコ国内委員会「ユネスコエコパーク（BR）の保護担保措置・ゾーニングに関する基本的な考え方」

*以上、日本ユネスコ国内委員会：生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）
（http://www.mext.go.jp/unesco/005/1341691.htm）

朱宮 丈晴・小此木 宏明・河野 耕三・石田 達也・相馬 美佐子（2013）「照葉樹林生態系を地域とともに守る―宮崎県綾町での取り組みから―」保全生態学研究18（2）：225-238　日本生態学会

岡野隆宏（2012）「我が国の生物多様性保全の取組と生物圏保存地域」日本生態学会誌62：375-385

比嘉基紀・若松伸彦・池田史枝（2012）「ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）の世界での活用事例」日本生態学会誌62：365-373

日本自然保護協会（2012）「保護林化による広域保全と復元に向けての意見書」

比嘉基紀（2010）「生物圏保存地域の新規登録に向けたガイドライン」日本MAB計画委員会

有賀祐勝（2008）生物圏保存地域（日本自然保護協会編）生態学からみた自然保護地域とその多様性保全、162-165. 講談社サイエンティフィク、東京

※比嘉ほか（2012）より再引用

王滝村（2004）『王滝村の森と自然』

菅原聰（1996）「長年月かけて創られた美林　木曽谷の木曽檜天然林」『森林―日本文化としての』地人書館 pp.99-124

有賀祐勝（1991）「人間と生物圏（MAB）計画」への取り組み　文部時報137：44-47

※比嘉ほか（2012）より再引用

市川健夫（1989）『山と木と日本人―森に生きる木曽人の暮らし―』日本放送出版協会

（い・そじょん／信州大学地域戦略センター）

（はやし・やすと／信州大学地域戦略センター）

（はせがわ・ゆたか／信州大学産学官連携推進本部）

（ふくしま・まき／信州大学地域戦略センター）

（いはら・まさと／NPO法人木曽ユネスコ協会）